

司法解剖後における遺体修復実施要領の制定について

(平成 20 年 3 月 27 日例規第 84 号)

この度、被害者支援の一環として、別添のとおり、「司法解剖後における遺体修復実施要領」を定め、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとしたので、その適正な運用に努められたい。

別添

司法解剖後における遺体修復実施要領

第 1 目的

この要領は、司法解剖を行った遺体の修復を公費で行うことにより、遺族及び遺体の引渡しを受けて火葬、埋葬等を行うことを申し出た者(以下「遺族等」という。)の精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

第 2 修復対象遺体

遺体修復の対象となる遺体(以下「修復対象遺体」という。)は、司法解剖を行った遺体(検視を担当した検視官又は県本部交通指導課において交通鑑識を担当する補佐(以下「検視官等」という。)が、高度に腐敗し、炭化し、白骨化している等の状況から、遺体修復の効果が認められないと判断した遺体を除く。)とする。

第 3 除外事由

修復対象遺体が次に掲げる事由に該当する場合は、公費による遺体修復を行わないものとする。

- 1 遺族が遺体の引取りを拒否したとき。
- 2 身元不明遺体等で遺族等が判明しない、又は遺体の引渡しを受けて火葬、埋葬等を行うことを申し出る者がいないとき。
- 3 死者又は遺族等が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められる組織に属していたとき。
- 4 その他公費により遺体修復を行うことが社会通念上適切でないとき。

第 4 手続

1 事案取扱所属長への通知

検視官等は、修復対象遺体と認めた場合には、当該事案取扱所属の長(以下「事案取扱所属長」という。)にその旨を通知する。

2 遺族等に対する意思確認

事案取扱所属長は、前記 1 の規定による通知を受けた場合には、遺族等に対し遺体修復制度について説明し、本制度の利用に係る意思確認を遺体修復意思確認書(様式第 1 号)により行う。

3 業者への依頼

事案取扱所属長は、前記 2 の意思確認の結果、遺族等が遺体修復を希望した場合には、遺体修復の技術を有する業者(以下「遺体修復業者」という。)に遺体の修復を依頼する。

4 遺体修復場所

遺体の修復は、司法解剖場所又は事案取扱所属の検視室等で行うものとする。

5 立会い

事案取扱所属長は、遺体の修復に際しては、所属の警察官を立会わせ、修復を行う遺体の管理を徹底するものとする。

第5 費用の支出

事案取扱所属長は、遺体修復業者からの業務を完了した旨の報告書及び請求書に基づき、静岡県財務規則（昭和39年県規則第13号）に定めるところにより当該遺体修復に係る費用を支出する。

[静岡県財務規則]

第6 県本部への報告

事案取扱所属長は、前記5の規定により費用を支出したときは、遺体修復完了報告書（様式第2号）により、県本部警察相談課長に報告するものとする。

第7 運用上の留意事項

事案取扱所属長は、遺体修復業者に遺体の修復を依頼する際は、あらかじめこの要領に定める業者の手續に係る事項について説明すること。